

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は令和3年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、①コロナ禍の下での感染症対策及び大災害への備えと対応について、②コロナ危機による国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の据置きについての2点を町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し質問をいたします。

まず最初に、コロナ禍の下での感染症対策及び大災害への備えと対応についてであります。

震災は忘れた頃にやってくるのではなく、今現在では震災は忘れる間もなくやってくるということに変わってきております。今年3月11日で東日本大震災が起こってから10年目の節目を迎えます。しかし、先月の2月13日、土曜日午後11時7分頃、福島県沖を震源とする震度6強の激しい地震があり、住宅被害が福島、宮城、山形の3県で一部損壊など、1,700棟以上の大被害を出したことはつい最近の新しい震災であります。3・11をはじめとして大災害の時代、大地動乱の時代、活動期に入った地震列島という表現が相応しい21世紀であり、今自分は生きているということを改めて自覚し、災害研究を本格的に行うことが極めて重要ではないのかと思います。

ちなみに、地震では1993年の北海道南西沖地震、つまり奥尻島の津波、そして1995年1月17日の阪神・淡路大震災、これによって6,700人余りの犠牲者を出しました。また、2004年の中越地震、そして2011年3月11日の東日本大震災、2014年の御嶽山の噴火、2016年4月14日の熊本・大分地震、鳥取県中部地震、2018年大阪府北部地震、北海道胆振東部地震の災害の発生などであり、このように地殻変動が活発化することに伴う地震、噴火、津波災害が頻発するようになってきております。とりわけ東日本大震災では、地震災害に加え、沿岸部での津波災害、さらに福島第一原発事故に伴う原子力災害が発生し、戦後最大の犠牲者を出しました。福島第一原発事故は地震災害に伴う人類史上最大の惨事とも言われ、放射能汚染がひどい地域では今もふるさとに帰ることができない状態が続いております。災害は、自然現象が人間社会と接触するところで、物的、人的被害を人間社会にもたらしております。従って、地表にある施設が大規模化、複雑化、高度化するにつれて二次災害あるいは風評被害が拡大し、地域社会の復興、再生を遅らせたり、止めてしまうことになり、その典型が原発事故であると言えます。

さらに、大規模水害、土砂災害が毎年のように日本各地を襲い、多大な人的、物的被害をもたらしております。近年だけ見ても、2014年の広島土砂災害、2015年の関東・東北豪雨、つまり鬼怒川の氾濫でございます。また、2016年の岩手豪雨、2017年の九州北部豪雨、2018年の7月豪雨、これは倉敷市真

備町をはじめ、広域災害の発生をしたところでございます。そして、2019年台風19号、これは千葉県などでの甚大な風水被害が起こっております。また、2020年九州豪雨、これは熊本、大分県の大水害など、ほぼ毎年多大な人的、物的被害が出ており、局地的水害は枚挙に暇がないほどでございます。これらの風水害の増加傾向は、グローバルな規模での開発と都市化の進行による地球温暖化現象と深い関係があると指摘されております。また、日本近海の海水温の高まりによって強い台風の発生数が増える傾向にあり、それらが勢力を保ったまま日本列島を直撃する確率が高まっていることは調査、報告、提言、シンポジウムで度々指摘されてきたことであります。そして、最近の風水害、土砂災害、雪害の激甚化と大災害の時代として今や歴史的に捉えることが必要であり、いつ、どこで、どのような自然災害が起きても不思議ではなく、どの地域も被災地になり得るのであります。今後30年のうちに南海トラフに起因するマグニチュード7以上の巨大地震が東海地方から関西、四国、九州を襲う確率は7割、また同じく首都直下型地震も7割の確率で起こり得るとされております。従って、それほど時間的余裕はないと言えます。この点を踏まえれば、今後起こり得る災害に備えた事前復興や防災・減災まちづくりが必要であると思われまます。

そこで、お尋ねいたします。

第1点目に、令和3年度での防災・減災予算はどれぐらいで、どのようになっているのかをお尋ねいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のコロナ禍の下での感染症対策及び大災害への備えと対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、1点目の令和3年度での防災・減災予算はどれぐらいで、どのようになっているのかについて答弁をさせていただきます。

令和3年度の防災に関する予算は、水防費728万円、防災費1,544万6,000円でございます。水防費は、出水期等の水防に要する経費で、水防時の職員手当、土のう作成に必要な袋、砂等の購入費、内水排除のためのエンジンポンプ等の点検や燃料費等を計上しております。防災費は、防災全般に関したものであり、各避難所における備蓄品の整備、自主防災組織への防災資機材助成に係る購入費、防災行政無線点検等の保守管理費や防災訓練の開催等の防災意識高揚のために要する経費を計上しております。また、防災に関連する予算として、桜川排水機場におけるポンプ施設の修繕費に4,050万円、白方漁協における高潮対策として護岸整備等に5,850万円を計上しており、引き続き住民の生命と財産を守るため、必要な措置を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます、その他のご質問につきましては各担当課長よ

り答弁をさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目、3点目、4点目を質問いたします。

2点目には、避難行動要支援者、つまり災害時に自力で避難するのが困難な人の名簿作成はしているのか。また、町の要支援者数は現在何名なのか。

3点目には、要支援者に対する一人一人の避難方法の個別策定はしているのか。

4点目には、ストレッチャーなどの移動手段と人員の確保は来年度されているのか、お尋ねいたします。

総務課長（神原 宏一）

尾崎議員のご質問の2点目の避難行動要支援者の名簿作成はしているのか、また町の要支援者数は現在何名なのか、3点目の要支援者に対する一人一人の避難方法の個別策定はしているのか、4点目のストレッチャーなどの移動手段と人員の確保は今年度されているのかにつきましては関連がございますので、まとめて答弁をさせていただきます。

市町村長には災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、高齢者や障害者等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者、避難行動要支援者に関する事項を記載し、または記録しておく避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられています。現行の多度津町地域防災計画では、1、75歳以上の世帯に属する者のうち自力避難ができない者、2、75歳以上の独り暮らしの者で自力避難ができない者、3、身体障害者手帳1・2級を所持する者、4、療育手帳〇A、Aを所持する者、5、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、6、要介護認定3以上の者、7、町の生活支援を受けている難病患者などの要件を定めており、これらの要件に基づき、避難行動要支援者が具体的に何名いるかを把握するために高齢者保険課が持つ介護保険データ及び健康福祉課が持つ障害者データから対象者を抽出した結果、昨年12月1日現在でこれらの要件のいずれかに該当する方は2,094名でした。しかしながら、この数が他の市町と比較して多いことから、関係課で協議した結果、抽出要件を見直すこととし、多度津町防災会議において、この見直しに係る地域防災計画の修正の承認を得られるよう今月末の開催に向け、準備を進めております。

避難行動要支援者名簿につきましては、同法第49条の11第3項に基づき、災害が発生した後に避難支援に関わる消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援に関わる関係者、いわゆる避難支援等関係者に同意の有無に関わらず提供ができるものとなっております。しかし、この名簿を災害が起こってから関係者に提供することは極めて

困難であることから、災害が起こる前に、つまり平常時から事前提供しておくことで、日頃から避難行動要支援者の存在を認知できることはもちろん、避難経路等のシミュレーションも可能となることで、災害が起こった時に迅速かつ円滑な避難に繋がると考えております。

一方、現在の避難行動要支援者名簿は単なる要件を満たすと思われる対象者の名簿であることから、今後真に避難支援を必要とする該当者を本人あるいは家族への希望調査等を通じて把握し、改めて作成する避難行動要支援者名簿に登載した上で、一人一人の個別避難支援計画を策定していく作業が必要となります。そのため、これら一連の作業を開始する前段で、避難支援等関係者の方々への事前周知のために本制度に関する説明を進める予定としております。また、町広報紙やホームページでの周知に加え、ご案内のとおり新型コロナウイルス感染症の影響下ではございますが、感染予防対策を講じながら可能な限り様々な会合などの機会を活用して、広く町民の皆様にも本制度に関するご理解とご協力を求めてまいりたいと考えております。

なお、避難行動要支援者名簿の作成とそれに基づく個別避難支援計画の策定につきましては、要支援者自身による自助及び家族や友人、また近隣住民の協力による互助、共助を基本として実施することから、避難支援と関係者自らの安全が確保できた上で、それぞれが保有する物的支援や人的資源の可能な範囲の中で行っていただく相互扶助の取組であるということをご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

5点目に、災害発生時に町が独自に非常時での緊急事態管理課の設置や疾病、感染症管理課を設立し、機動的な災害現場や感染現場での対応組織の設立が必要だと思うがどうか、お尋ねいたします。

総務課長（神原 宏一）

災害発生時に町が独自に非常時での緊急事態管理課の設置や疾病、感染症管理課を設立し、機動的な災害現場や感染現場での対応組織の設立が必要だと思うがどうかの質問に答弁をさせていただきます。

災害発生時には、多度津町地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施することを定めております。災害対策本部は、総務班、機動施設班、救護班、生活支援班、救助班で組織し、各班は班固有の所掌事務に関係する課などで構成しております。議員ご質問の緊急事態管理課や感染症管理課を設置した場合に想定される事務、緊急事態における情報の集約やその対応方針の決定、被災地や避難所での感染症への対応などにつきましては、災害対策本部に設置する各班により対応することとしております。具

体的には、総務班において災害対策本部の運営や対応方針の決定などの全般的な事務を所掌し、その決定された方針に基づき各班が所掌事務を行うこととしており、感染症対策につきましては救護班において必要な措置を講じることとなります。災害発生時に新たな組織を構築するのではなく、あらかじめ定めている地域防災計画に基づき、災害からの復旧及び迅速な復興を目標に所掌事務を適切に実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、6点目を質問いたします。

町の指定避難所12か所でのパーティション、プライバシー確保、感染予防対策を取れば、各避難所の収容人員はどのぐらいになり、合計何名になるのかお尋ねいたします。

総務課長（神原 宏一）

6点目の町指定避難所12か所でのパーティション、プライバシー確保、感染予防対策を取れば、各避難所の収容人員はどのぐらいになり、計何名になるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町が指定している指定避難所12か所の想定収容人数は1人当たり3.3平方メートルとして各施設の延べ床面積から算出しており、その合計は6,261人でございます。この延べ床面積から現在整備を進めておりますパーティションの面積が約4.5平方メートルであることから、新型コロナウイルス感染症対策を施した中での1人当たりの面積として算出した場合の収容人数の合計は4,586人分となります。しかし、県の避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針において、世帯間でおおむね2メートル以上の間隔を確保することが示されておりますが、先ほど申し上げましたパーティションを同一世帯の複数人で使用した場合には、実際の収容人数は4,586人より多くなるものと考えております。県の地震、津波被害想定で示されております本町の最大想定避難者数は4,200人であることから、想定される避難者につきましては収容することが可能と考えておりますが、不測の事態などにも対応するため、避難の基本的な考え方や内閣府が推奨しております知人や親戚宅などへの分散避難などについてホームページ等で周知しているところでございます。新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難について、引き続き普及啓発を図ってまいりたいことを申し上げます。

議員（尾崎 忠義）

ここで再質問をいたします。

自助、共助、公助の言葉の多用が特に防災活動の現場で使われている訳でございます。そこで、我が町でも地滑り、津波、地震、土砂災害、ため池の決

壊、河川の氾濫など、複合災害時での避難人員は想定しているのか。また、想定しているとすれば、避難所での収容場所が不足すると思われるがどうか。先ほどの答弁では、5分の1程度の人員しか収容できないということでございますので、この点についてお尋ねいたします。

総務課長（神原 宏一）

再質問に答弁させていただきます。

先ほど尾崎議員が申された複合的にそういった災害が起こった場合の想定避難者数については、そこまでの想定はしておりません。先ほど申し上げました県が示しております4,200人を基準として避難所の収容等を考えております。想定人数を超えた場合の避難者の対応について、そういった点につきましては早急に対応する内容について詰めていかなければいけない、今後の課題であると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

実は、私たちは津波の被害に遭った陸前高田市に9年前、災害が起きて1年後に行ってまいりました。そこでは非常に悲惨な状況を目の前にしました。その当時、このように今、額縁に入っておりますが、この陸前高田市のハンカチというんですか、記章をもらっております。これは陸前高田の松林、7万本の木の中でただ1本だけ生き残る大津波にも負けないで陸前高田の松の木は命を繋ぐ希望の木ということでございます。当時は生きておった訳でございますが、その後、1年もして枯れて、今は樹脂で1本残っている訳でございます。このように私たちは災害後の跡を目の当たりにしました。そして、当時2つの山を切り崩して、全部埋め立てておりました。ですから、災害が全部6メートルほど山の土で嵩上げして、一番高いところで12メートルということで埋め立てておりました。それを目の前にしてありますから、私たちはやっぱり最悪のことを考えなければいけないんじゃないかということを中心に、肝に銘じて訴えたいと思います。

次に、7番目をお尋ねいたします。

体育館のエアコン整備などにも使える緊急防災・減災事業債充当率100%、交付税措置率70%が25年度まで延長され、対象も拡大するので町の未整備体育館での利活用はあるのか、お尋ねいたします。また、幼稚園、保育所の水道蛇口をコロナ対策で自動栓に今年度取り替えるのかどうか、これについてもお尋ねいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の緊急防災・減災事業債を活用した体育館へのエアコン設置及び幼稚園、保育園の水道蛇口をコロナ対策で自動栓への取り替えについてのご

質問に答弁をさせていただきます。

本町の小・中学校の体育館及び町民体育館のいずれの体育館にも空調設備は設置しておりません。最近では近隣市町においても空調設備を設置した体育館が整備されてきたことから、防災対策もさることながら、教育施設としても有用と考えております。しかしながら、空調設備設置につきましては緊急防災・減災事業債のような有利な起債を活用できますが、事業費の全てを賄うことはできないことから、財政状況を勘案し、関係部局と協議しながら設置について検討してまいろうと考えております。

続いて、幼稚園の水道蛇口をコロナ対策で自動栓へ取り替えることについてですが、現在幼稚園の水道の蛇口につきましては幼児の力でも簡単に開け閉めができるような蛇口を設置しております。この蛇口は接触の少ないタイプの蛇口ですので、コロナ感染症対策でも効果があると考えております。現在のところは自動栓の設置については考えておりませんが、必要かどうかも含め、幼稚園と協議を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

そこで、再質問をいたします。

実は昨年度は非常に記録的な暑さの中での避難所となっている体育館でございます。せめて私は体育館でも優先的にこの冷房装置を導入すべきだと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、空調設備の設置につきましては近隣の市町につきましても防災対策にとっても有用と、教育委員会でも考えてございます。先ほども申し上げましたが、事業費の全てを緊急防災・減災事業債では賄うことができません。話によりますと、小・中学校クラスの体育館であると約1億円必要だと聞いてございます。そういったこともございますので、財政状況を勘案しながら関係部局と協議しながら、また設置について検討の方をさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

命と暮らしを守るということを今後最優先して、是非実現をしていただきたいと思います。

次に、コロナ危機による国保料、後期高齢者医療、介護保険料の据置きについてであります。

新型コロナ第3波の収束が不透明な下で中小、小規模事業者や生活困窮者の

支援が急がれております。依然として新型コロナウイルス感染症が蔓延し、経済や町民生活に大きな影響を及ぼしていることや令和3年度の保険税率を引き上げるとは被保険者の理解が得られないと思われまます。また、コロナ禍で国保加入者の所得が下がり、生活が厳しい中で国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は上げられないと全国の市町村は苦慮しており、国もコロナ対応として国保の傷病手当を9月まで実施し、今期と同様に減免を行う方向で検討中と聞いております。しかし一方で、第2期国保運営方針の改定はコロナ禍でも立ち止まることなく進められ、統一保険料率の実現、一般会計から繰り入れている自治体は2014年から5年間で3分の1に減り、国保料税の引上げで加入者の負担が増えているとのことであります。

そこで、お尋ねいたします。

1点目に、来年度における国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の改定はあるのかどうか。あるとすれば、幾らになるのかということをお尋ねいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の令和3年度における国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の改定の有無についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料につきましては、令和3年度において率の改定はございません。介護保険料につきましては、今回議案として審議をお願いしていますように改定がございます。第1号被保険者の基準額は、平成30年度から令和2年度までは年額7万200円、月額5,850円でしたが、令和3年度から令和5年度までの第8期分、年額7万3,200円、月額6,100円を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目に来年度はせめてこのような保険料を据置きをすべきと思いますが、どうか、お尋ねいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の令和3年度における国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の据置きについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和3年度において、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の率については令和2年度と変更はございません。介護保険料については団塊の世代が75歳以上になる令和7年度及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度までの人口、高齢化率、認定率、介護サービス見込み量、給付、保険料の推計をし、算出いたしました。今回、介護保険料を据え置くことで第9期以降、急激な保険料の増額は住民にとって好ましくないと考えられますので、



ご理解をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免措置について、来年度以降は現時点において未定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後になりましたが、市町村国保が2018年度に都道府県化へ実施されまして、都道府県が標準保険料率を示して、市町村の値上げを推進する仕組みが作られました。また、都道府県内の保険料統一、つまり保険料水準の平準化ですが、これを位置づける改定案が今国会に提出をされ、さらに法定外の一般会計からの繰入れ等の解消に関する規定も明記された訳でございます。また、年金は21年度に年金改定が行われ、0.1%のマイナス改定となる訳でございます。このようなことから、この据置きが妥当であると思えますし、町民の皆さん方の負担が重くなるということで強く据え置くことを要望して、私の一般質問を終わります。有難うございました。